



こどもが通院する場合における渡船運賃補助制度



お子さまが船舶を利用して通院した場合の船賃を補助いたします。この制度は保護者の子育てにかかる経済的負担を軽減することを目的とし、平成25年4月より開始しました。補助額は離島割引適用後の額となります。竹富町独自の制度（町単独補助金）で、予算の範囲内で補助します。

【制度内容について】

助成対象者	こども医療費助成金受給資格を有しており、受給者証の交付を受けいているお子さん（小学1年生から中学3年生まで）
補助の対象となる運賃	竹富町内の各島発割引往復運賃 （片道ずつチケット購入した場合も往復運賃の助成となります。）
補助金の申請方法	申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて 最寄の出張所または竹富町役場福祉支援課にご提出ください。 <申請に必要なもの> ・ <u>こどもが通院する場合における渡船運賃補助金交付申請書兼請求書</u> ・ <u>医療機関が発行した領収書（原本）</u> ・ <u>船会社が発行した領収書（原本）</u> ・ <u>義務履行確認申請書</u> ・ <u>印かん</u>

※平成27年4月よりこども医療費助成制度は自動償還方式となり、領収書の提出不要でこども医療費助成を受けることができますが、こどもの渡船運賃補助金は今後も医療機関の領収書の提出が必要となりますので、領収書は大切に控えておいてください。

※これまで医療機関の領収書及び申請書の記入をもとに船賃の確認を行っていましたが、船の領収書の提出も必要になりましたので、大切に控えておいてください。

【注意点】

- ①付き添いの方（保護者）の船賃は、補助の対象となりません。
- ②小学校就学前のお子さまは、船賃が発生しませんので補助の対象となりません。
- ③虚偽の申請を行った場合は、補助金の交付を取り消し、すでに交付した補助金の返還を求めます。



【渡船運賃補助に関するお問い合わせ先】

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

竹富町役場 福祉支援課 こども医療費助成担当 ☎：83-7415 FAX：82-3745

